

事前評価票【No.9】

施策等名	モーターボート競走法の一部を改正する法律案	担当課 (担当課長名)	海事局総務課 (総務課長 室谷正裕)
施策等の概要	近年のモーターボート競走を取り巻く環境の変化に対応して、その公正かつ円滑な実施を確保しつつモーターボート競走の振興を図るとともに、公営競技関係法人の在り方の見直しを行うため、競走の実施に関する事務の委託に係る規制の緩和等競走の実施に関する規定を整備するほか、日本船舶振興会への交付金制度並びに関係法人の組織形態及び業務内容を改める等所要の措置を講ずる。		
施策等の目的	モーターボート競走の公正かつ安全な実施を確保しつつモーターボート競走の振興を図るため、競技の実施に関する規制の整備、関係法人の組織形態及び業務内容の見直し等の所要の制度改正を行う。		
政策目標	2.5 産業の生産性向上		
業績指標	-		
業績指標の目標値(目標年次)	-		
施策等の必要性	<p>目標と現状のギャップ</p> <p>モーターボート競走の売上額は、平成3年度の2兆2千億円をピークに、平成17年度には9千7百億円と56%減少している。競走の売上の低迷に伴い、施行者の収益は大幅に悪化しており、地方財政の改善という法の趣旨が損なわれるおそれがある。</p> <p>また、売上の減少により、審判、検査等の事務を実施している全国の18のモーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会の収入も減少しており、競走の公正性・安全性に支障をきたすおそれがある。</p> <p>さらに、日本船舶振興会への交付金の規模も縮小しており、幅広い公益への寄与という法の趣旨を損なうおそれがある。今後、より効率的かつ効果的な事業の実施が求められるとともに、その透明性の一層の向上が求められている。</p> <p>原因分析</p> <p>モーターボート競走の公正かつ安全な実施を長期的に確保していくうえで、施行者の事業運営の在り方、関係法人の組織形態等の現行の制度が実態にそぐわないものとなっている。</p> <p>課題の特定</p> <p>売上の長期的な低落等の近年のモーターボート競走を取り巻く環境の変化に対応して、その公正かつ円滑な実施を確保しつつモーターボート競走の振興を図るとともに、透明かつ効率的な関係法人の組織運営を可能とするための制度改正が必要となっている。</p> <p>施策の具体的内容</p> <p>競走の実施に関する事務の委託に係る規定の整備や場外発売場の設置許可制度の創設、重勝式投票法の追加等、競走の実施に関する規定を整備する。日本船舶振興会への交付金の額を定める別表を見直すとともに、交付金の交付が著しく困難な施行者に対する猶予制度を創設する。</p> <p>全国の18のモーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会を統合し、現在モーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会が実施している業務を国土交通大臣が指定する者に行わせることとする。日本船舶振興会に対し業務を公正かつ効率的に実施する義務を課すとともに、日本船舶振興会から助成金を受ける者に対し助成金の交付目的等に従い</p>		

	<p>誠実に事業を行う義務を課すこととする。また、より効率的かつ効果的な助成事業の実施のため、現在日本船舶振興会が実施している業務を国土交通大臣が指定する者に行わせることとする。</p>
社会的ニーズ	<p>バブル経済の崩壊後、モーターボート競走の売上が激減し、施行者及び関係法人の経営状況が悪化しており、一般会計への繰出しができない施行者も多く存在している。施行者の経営を改善し、地方財政の改善に貢献するとともに、長期的に安定したモーターボート競走事業を実施するための対策が求められている。</p>
行政の関与	<p>モーターボート競走は、刑法の富くじ発売に該当する行為であるが、公益の振興や地方財政の改善を目的として、モーターボート競走法に基づき実施されているものであり、行政の関与が必要である。</p>
国の関与	<p>刑法の違法性の阻却のため、全国的な見地から、モーターボート競走法により規制を行う必要があり、国の関与が必要である。</p>
施策等の効率性	<p>新設される規制は場外発売場の設置許可及び関係法人の組織の見直しであるが、このうち場外発売場の設置については、現在、モーターボート競走法施行規則において、場外発売場の位置、構造及び設備が国土交通省告示で定める基準を満たしていることについて国土交通大臣の確認を受けなければならないこととされており、場外発売場を設置しようとする者にとって、許可制度への移行によるコストの増加にはつながらない。</p> <p>また、モーターボート競走会、全国モーターボート競走会連合会及び日本船舶振興会の組織の見直しについては、より効率的かつ効果的なモーターボート競走の実施を目的として行うものであり、コストの増加にはつながらない。</p>
施策等の有効性	<p>競走の実施に関する事務の一部を私人等に委託できることとすることにより、弾力的な施行者の事業運営が可能となり、事業の効率化が図られ、施行者の経営基盤の強化が図られる。また、場外発売場の設置を許可制度とすることにより、場外発売場設置者の法的義務の明確化、設置者に対する国土交通大臣の命令権限の創設等、場外発売場に関する国土交通大臣の監督権限の強化を図ることが可能となる。さらに、日本船舶振興会に対する交付金制度を見直すことにより、施行者の経営基盤の強化が図られる。</p> <p>モーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会の統合化を図ることにより、管理部門等の重複業務の合理化、意志決定の迅速化等が促進される。また、より適正に業務を実施できる者を国土交通大臣が指定し、当該者に業務を行わせることにより、指定の取消を含め、国土交通大臣の監督権限の強化が図られ、モーターボート競走の公正かつ安全な実施を確保に資することができる。</p> <p>助成金の適正な使用に関する義務を日本船舶振興会に課すとともに、日本船舶振興会から助成を受けた者に対し誠実に事業を実施すべき義務を課すことにより、助成事業のより効率的な事業の実施を確保することができる。また、より適正かつ効率的に業務を実施できる者を国土交通大臣が指定し、当該者に業務を行わせることにより、指定の取消を含め、国土交通大臣の監督権限の強化が図られ、助成事業の適正な実施の確保に資することができる。</p>
その他特記すべき事項	<p>モーターボート競走事業活性化検討委員会</p> <p>平成18年2月、モーターボート競走事業の健全な発展を図るため、今後のモーターボート競走事業のあり方について検討することを目的として、国土交通省海事局長の私的懇談会である「モーターボート競走事業活性化検討委員会」を設置。その後7回にわたる開催ののち、同年7月、委員会報告書「モーターボート競走事業の未来を拓く - KYOTEI・ルネッサンス・プラン - 」を取りまとめた。</p> <p>施策の見直し</p> <p>モーターボート競走について、モーターボート競走法の一部を改正する法律の施行後5年以内に検討を加え、必要な措置を講ずることとしている。</p>